
令和6年 第7回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和6年12月12日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和6年12月12日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1）総務常任委員会付託議案（9件）

議案第70号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

議案第79号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

2）産業文教常任委員会付託議案（5件）

議案第74号 木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 木城町総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

議案第81号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議案第82号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第2 議案第83号 教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議案第85号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第86号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第87号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第88号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第89号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第90号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第91号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第92号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第93号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 委員会付託の省略
- 日程第14 議案に対する質疑
- 日程第15 発議第1号 新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告
- 日程第18 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（9件）
- 議案第70号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

議案第79号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

2）産業文教常任委員会付託議案（5件）

議案第74号 木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 木城町総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

議案第81号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議案第82号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第2 議案第83号 教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第85号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第86号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第87号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第88号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第8号）

日程第8 議案第89号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第90号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第91号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第92号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第93号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第13 委員会付託の省略

日程第14 議案に対する質疑

日程第15 発議第1号 新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議

日程第16 議員派遣の件

日程第17 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第18 各委員会の閉会中の調査

出席議員（7名）

1 番 矢野 哲也君	2 番 荒川 浩君
3 番 久保富士子君	5 番 桑原 勝広君
7 番 中武 良雄君	10 番 中竹 義一君
11 番 甲斐 政治君	

欠席議員（2名）

6 番 眞鍋 博君	9 番 後藤 和実君
-----------	------------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。スマートフォンや携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ご報告します。9 番、後藤和実君から、体調不良によるため、本日の本会議の欠席の届出があ

りました。ただいまの出席議員は7名です。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日最終日となりますが、今議会より、本会議の3日間のみを役場3階大会議室でオンライン中継いたします。

また、後日となりますが、木城町ホームページからも本会議の様子を録画配信にて視聴できるようになりますので、ここでお断りさせていただきます。

本日の議事日程は、議案等の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案9件、議案第70号木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第73号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、議案第79号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第80号令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上9件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 令和6年第7回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は12月10日及び11日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第70号木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第71号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第73号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 76 号木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 77 号木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 78 号令和 6 年度木城町一般会計補正予算（第 7 号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 79 号令和 6 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決です。

次に、議案第 80 号令和 6 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案 5 件、議案第 74 号木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 75 号木城町総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 78 号令和 6 年度木城町一般会計補正予算（第 7 号）（関係部分）、議案第 81 号令和 6 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 82 号令和 6 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、以上 5 件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。7 番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は 5 件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

審査期日は 12 月 10 日、11 日の 2 日間、産業文教常任委員会室において、委員 4 名が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第 74 号木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 75 号木城町総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 78 号令和 6 年度木城町一般会計補正予算（第 7 号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 81 号令和 6 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決です。

次に、議案第 82 号令和 6 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1 議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第 7 0 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 3 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 4 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 5 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 6 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 8 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 9 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の13議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第70号木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号木城町総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和6年度木城町一般会計補正予算（第7号）、本案に対する総務常任委員長及び産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号令和 6 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号令和 6 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号令和 6 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第83号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第83号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 議案第84号

日程第4. 議案第85号

日程第5. 議案第86号

日程第 6. 議案第 8 7 号

日程第 7. 議案第 8 8 号

日程第 8. 議案第 8 9 号

日程第 9. 議案第 9 0 号

日程第 1 0. 議案第 9 1 号

日程第 1 1. 議案第 9 2 号

日程第 1 2. 議案第 9 3 号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 3、議案第 8 4 号から日程第 1 2、議案第 9 3 号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第 8 4 号から議案第 9 3 号に至る 1 0 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 8 4 号。議案第 8 4 号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国は令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告どおり、国家公務員の給与に関して、月例給の引上げ、期末及び勤勉手当を引き上げることを去る 1 1 月 2 9 日に閣議決定し、地方公務員の給与改定等に関する取扱いが通知されたところであります。

それに伴い、本町におきましても、一般職の月例給、期末及び勤勉手当の支給率の改定等を行うものであります。

月例給につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、平均で 3 %の引上げ改定、期末・勤勉手当につきましては、民間の支給状況を反映して 0. 1 0 月分の引上げを行い、期末手当及び勤勉手当、それぞれに 0. 0 5 月分ずつを均等に配分するものであります。

合わせて、月例給については本年 4 月に遡り、調整をするものであります。

次に、議案第 8 5 号。議案第 8 5 号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について、支給率を 0. 1 0 月分引上げ、増額支給を行うものであります。

次に、議案第 8 6 号。議案第 8 6 号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても議会議員の期末手当について、支給率を 0. 1 0 月分引上げ、増額支給を行うものであります。

次に、議案第８７号。議案第８７号は、木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の人事院勧告において、行政職給料表が初任給をはじめ若年層に特に重点を置き、全体平均で３％引き上げられました。

会計年度任用職員の給料表は、一般職の給料表に準じて定められており、一般職と同様に、職務の級における給料月額を改正するものであります。

なお、会計年度任用職員についても、常勤職員に準じて改定するよう努めることの取扱い通知等により、一般職同様に本年４月に遡り、調整をするものであります。

次に、議案第８８号。議案第８８号は、令和６年度木城町一般会計補正予算（第８号）であります。

補正予算（第８号）は、人事院勧告に基づく給与改定及び川南町において発生した鳥インフルエンザの防疫対策を実施するため、歳出予算を組み替え、民生費増額８４７万１,０００円、総務費増額７１５万６,０００円、農林水産業費増額６０７万３,０００円、教育費増額４２５万２,０００円、予備費減額３,０６２万円等にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第８９号。議案第８９号は、令和６年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）であります。

補正予算（第４号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１２８万２,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ７億５,０６１万７,０００円にするものであります。

歳入は、繰入金増額１２８万２,０００円であります。

歳出は、総務費増額９１万５,０００円、保険事業費増額３６万７,０００円であります。

次に、議案第９０号。議案第９０号は、令和６年度木城町介護保険特別会計補正予算（第３号）であります。

補正予算（第３号）は、保健事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ７７万６,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ７億９,４５５万４,０００円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰入金増額７７万６,０００円であります。

歳出は、総務費増額７７万６,０００円であります。

また、サービス事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ３５万８,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ８４８万８,０００円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰入金増額３５万８,０００円であります。

歳出は、サービス事業費増額３５万８,０００円であります。

次に、議案第９１号。議案第９１号は、令和６年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）であります。

補正予算（第３号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ３７万円を追加し、予算の総額をそれぞれ８,３７７万１,０００円にするものであります。

歳入は、繰入金増額３７万円であります。

歳出は、総務費増額３７万円であります。

次に、議案第９２号。議案第９２号は、令和６年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第４号）であります。

補正予算（第４号）は、収益的支出の職員給与費１１９万６,０００円を増額し、収益的支出の総額を１億４,５１７万７,０００円にするものであります。

最後に、議案第９３号。議案第９３号は、令和６年度木城町下水道事業会計補正予算（第４号）であります。

補正予算（第４号）は、収益的支出の職員給与費２２万６,０００円を増額し、収益的支出の総額を２億１３９万６,０００円とするものであります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第１３．委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第１３、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第８４号から議案第９３号については、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第８４号から議案第９３号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第１４．議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第１４、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第８４号から議案第９３号に対する質疑、討論を行います。

まず、議案第８４号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第８４号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 8 4 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 8 5 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 8 5 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 8 5 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 8 6 号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 8 6 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 8 6 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 8 7 号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 8 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 8 7 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 88 号令和 6 年度木城町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 88 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 88 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 89 号令和 6 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 89 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 89 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第 90 号令和 6 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 90 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第 90 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第91号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第91号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第91号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第92号令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第92号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第92号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

次に、議案第93号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第93号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第93号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第84号から議案第93号までの10議案につきましては、反対討論がありませんでしたので、一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議案第84号から議案第93号までの10議案につきましては、一括採決することに決定いたしました。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第15、発議第1号新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

中竹義一君ほか1名から提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、朗読は省略し、提出者、10番、中竹義一君の趣旨説明を登壇の上、求めます。
10番、中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 発議第1号新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由を申し上げます。木城町議会においては、令和4年3月まで新田原基地対策特別委員会が設置されていました。現在、国際情勢の変化に伴い、新田原基地の役割は重要になってきています。そのため、基地では国防目的に沿った様々な対応処置が取られています。

そのように世界情勢が変化する中で、議会として基地周辺市町とともに住民の安心で快適な住環境が確保されるように、必要な要望活動を実施していくべきであると考えます。

以上の理由で本定例議会において、新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議についてを提出します。ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり

り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号新田原基地対策特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました新田原基地対策特別委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、眞鍋博君、中武良雄君、後藤和実君、中竹義一君、そして私甲斐政治の9名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を新田原基地対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、新田原基地対策特別委員会において、委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時42分休憩

午前9時43分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新田原基地対策特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に中竹義一君、副委員長に矢野哲也君が互選されました。

----- ・ ----- ・ -----
日程第16. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任す

ることに決定いたしました。

日程第 17. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第 17、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 総務常任委員会として、特別に報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会から報告することは特にありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営副委員長、矢野哲也君。1番、矢野哲也君。

○議会運営委員会副委員長（矢野 哲也君） 議会運営委員会より報告することは特にありません。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別副委員長、久保富士子君。3番、久保富士子君。

○議会広報編集特別委員会副委員長（久保富士子君） 議会広報編集特別委員会からご報告いたします。

議会だより「きじょう」ナンバー147号の編集作業のため、12月11日常任委員会終了後、第1回の議会広報編集特別委員会を開催いたしました。今後は本会議終了後の12月24日、27日、1月6日、9日と残り4日間の日程で、議会広報編集特別委員会を開催いたします。

また、先日行われました町村議会広報研修会の学びを参考に、町民の皆様に興味を持って目を通していただけるような紙面づくりに取り組んでまいりたいと考えております。原稿の作成及び編集作業におきましては皆様のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で議会広報編集特別委員会の報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、新田原基地対策特別委員会委員長中竹義一君。10番、中竹義一君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（中竹 義一君） 新田原基地対策特別委員会として、特に報告することはございません。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第 18. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第18、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会副委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から新田原基地関連の情報収集及び調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会副委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会副委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る12月6日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和6年第7回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

7日間にわたりました、第7回定例会のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程いただきました25議案、全て原案のとおり承認、同意、可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

今回肉づけいたしました補正予算等につきましては、町の振興と町民の福利向上対策にスピード感を持って、行政サービスを行ってまいります。

また、一般質問では貴重なご提言とご指摘をいただきました。よりよい行政サービスの提供に向けて検討してまいります。

29日から1月3日までは、年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。

1月1日午前10時から、木城町二十歳のつどいをリバリスホールで執り行います。

なお、1月6日から仕事始めとなります。午後3時から、木城町新春賀詞交歓会が商工会館で予定されています。

ここで、鳥フルに関する情報提供をさせていただきたいと思います。

川南町の農場で発生しました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、12月4日までに全ての防疫措置を終了いたしております。

そこで現在、今のところ何もなくて来ているところでありまして、15日日曜日に3キロから10キロ以内に出されておりました、搬出制限区域が解除される見込みとなります。

それを受けまして、木城町では今、対策本部を設置しておりますけれども、15日解除がされれば、16日月曜日に対策本部を解散するという方向で今、事務処理を進めているところであります。

なお、3キロ以内の移動制限区域につきましては、12月26日に解除される見込みとなっております。

それから、今回国が新たに制定いたしました監視強化区域につきましては、明けて1月2日に解除がなされる見込みとなっております。情報提供しておきたいと思います。

本年もいよいよ残り少なくなってきたところであります。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなっております。議員各位はじめ、皆様方には十分健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思います。

改めまして、第7回定例会、ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時50分閉会
